

事務連絡
令和2年12月18日

都道府県水産担当部長 殿

水産庁漁政課長

降積雪期における水産業関係の被害防止に向けた対応について

これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、大雪、暴風や暴風雪、風浪等により水産業関係の被害の発生が懸念されるところです。

降積雪期における防災態勢の強化については、今般、中央防災会議会長から農林水産大臣宛てに、別添1のとおり「降積雪期における防災態勢の強化等について」(令和2年11月20日付け中防災第23号)の通知があったことから、貴殿におかれでは、人命の保護を第一として降積雪期における水産業関係の被害の未然防止を図るべく、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、対応に当たっては、新型コロナウイルス感染防止策を講じるようお願いします。

なお、このことについて、貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願いします。

記

1. 人命を最優先とする行動の徹底

漁業操業や水産業関係施設等の見回りの際には、最新の気象情報、警報、注意報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、対策の徹底を図ること。

- (1) 出航前の検査や航海条件の事前確認を行うとともに、航海・操業時の安全確保を図る。
- (2) 乗船中はライフジャケットを必ず着用する（義務化）。
(※(1)及び(2)について別添2を参照。)
- (3) 水産業関係施設等の見回りをする際には一人では行かない。
- (4) 倒壊の恐れのある施設には近づかない。
- (5) 水産業関係施設等の雪下ろしを行う際には、ヘルメット等をかぶり、滑りにくい履物を履くなどし、複数人で作業を行う。
- (6) 大雪や吹雪等の悪天候時には、雪下ろし等の作業は行わない。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、「漁業者向けガイドライン」（全国漁業協同組合連合会及び一般社団法人大日本水産会ホームページ掲載）に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、必要な対策を実施する。

3. 海上の漁業用施設の被害防止対策

漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化、網抜きなど被害防止対策を講ずること。特に漁港等に係留している漁船については積雪による沈没に注意し、安全に十分配慮した上で、早めに上架や、除雪を行うこと。

4. 陸上の漁業用施設の被害防止対策

荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前に点検等を行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。

また、非常用発電機を加温機や環境制御装置等に接続して作動を確認することや、暖房機の燃料の確認と作動を確認するなど、事前の準備や点検を行うこと。

被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷藏庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。

5. 漁港施設・海岸保全施設等の被害防止対策

漁港施設・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。（別添3を参照。）

6. 防犯対策

冬季は、降雪等により施設や倉庫等の管理や巡回ができない場合もあることから、日頃から出入口等の施錠を確認するなど、防犯対策に留意すること。

（参考資料）

- ・別添1：「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和2年11月20日付け中防災第23号 中央防災会議会長通知）
- ・別添2：「漁業者の安全対策の周知徹底について（注意喚起）」（令和元年11月29日付け元水漁第1055号 水産庁漁政部企画課長通知）
- ・別添3：「17日かけての強い冬型の気圧配置に対する備えと被害報告について」（令和2年12月15日付け 水産庁防災漁村課水産施設災害対策室長事務連絡）

以上